

第1期障害児福祉計画（案）

平成18年度に策定し、3年毎に計画を見直している障害福祉計画（第5期：H30～32）とあわせて第1期障害児福祉計画を作成。

現在、坂井市障害福祉計画策定委員（障害福祉団体・施設の代表、学識経験者など）により計画内容を検討中であり、2月にパブリックコメントを募集し3月に作成予定。

1. 平成32年度に向けた推進項目と取り組み

基本方針：地域での成長と社会での自立ができるまちづくり

推進項目：子ども一人ひとりが安心してのびのび暮らすことができる環境の整備

現状と課題

- ・障がいのある人、とりわけ重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保と障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図ったうえで、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業、就労まで一貫した支援を提供できる体制の構築が必要。
- ・障がい児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるような体制を整える。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、包括的な障害児支援等の充実を図る。

具体的な取り組み

（1）育ちの環境の充実

障害児通所支援は、今後も利用ニーズが高まることを見込まれ、サービス提供体制にあっては、利用者が安心して継続したサービスを受けられるよう事業の充実が必要です。地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターを中心に、障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、サービス提供事業所等とのネットワークを含め、県、関係機関等と連携し、必要とされるサービスが提供できるような体制作りを目指します。

また、保育所等訪問支援を活用することで、保育所や学校、放課後等児童クラブ等の育ちの場での障がい児の受入れ体制を整え、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるような体制作りを目指します。

（2）障がい児とその家族を取り巻く支援環境の強化

子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築を図ることが重要です。このため、障がいの早期発見・早期支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が相互に連携をとり、途切れない支援の強化を目指します。

(3) 充実した障害児相談支援の提供体制の確保

障がい児の発達と保護者を支援するために、各種相談の充実や、わかりやすい情報提供が求められます。また、課題の解決や適切なサービス利用に向けた、きめ細かく継続的な支援やライフサイクルに沿った一貫した支援が必要です。身近な地域において気軽に相談できる体制づくりを目指すとともに、障害児相談支援を適切に推進し、相談の質の向上、人材育成等を推進します。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重たい障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域社会の一員として安心して暮すには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させることが重要です。このような子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健・医療・保育等の各関連分野と連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制を構築し、適切な支援ができるように、今後関係機関同士で協議を進めます。

2. 成果目標の設定

成果目標：障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも **1か所以上設置**することを目標にしています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置ができます。

目標値

市内には、**児童発達支援センターが1か所設置**しています。

子どもの特性やニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、今後も総合支援協議会等で協議し、重層的な地域支援体制を整備していくよう努めます。

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

国の基本指針

平成32年度末までに、すべての市町村において、**保育所等訪問支援を利用できる体制を構築**することを目標にしています。

目標値

すでに児童発達支援センターを中心に保育所等訪問支援を活用していますが、今後サービスを利用する障がい児が増加する傾向がありますので、保育園、学校、放課後児童クラブを訪問し、**安定した利用ができるよう体制強化を図っていきます。**

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針

平成32年度末までに、主に**重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保**することを目標にしています。

なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保ができます。

目標値

坂井市では圏域として、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が1か所確保しているが、今後の重症心身障がい児の数やニーズに合わせて、検討していきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標にしています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での設置ができます。

目標値

医療的ケア児が保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各分野の支援が受けられるよう、平成30年度末までに関係者が連携を図るための協議の場を設置します。

協議に向け、総合支援協議会や県、関係機関と連携・協力し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように協議・検討を行います。

3. 障害児通所支援サービス等の見込量の設定

障がい児およびその家族のライフステージに沿った支援などができるよう、障害通所支援サービス等の各サービスの見込量を設定するとともに、提供体制確保のために計画的な基盤整備等を進めていきます。

(1) 障害児通所支援サービスの内容と見込量

障害児通所支援サービスには、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスがあります。

① 児童発達支援

就学前の児童を対象とし、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への参加のための支援を行います。

【利用人数：人数/月、利用日数：利用日数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	H27	H28	H29(推計)	H30	H31	H32
利用人数	29	36	37	39	42	44
利用日数	130	159	185	195	210	220

※平成29年度は、平成29年9月サービス提供分までの実績をもとに推計

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【利用人数：人数/月、利用日数：利用日数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29(推計)	H30	H31
利用人数	90	109	130	155	184	217
利用日数	956	1,236	1,379	1,643	1,950	2,300

※平成29年度は、平成29年9月サービス提供分までの実績をもとに推計

③保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育園、学校等を訪問し、障がい児や保育園、学校等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【利用人数：人数/月、利用日数：利用日数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29(推計)	H30	H31
利用人数	2	3	8	13	18	23
利用日数	2	3	9	14	20	25

※平成29年度は、平成29年9月サービス提供分までの実績をもとに推計

④医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある就学前の児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

【利用人数：人数/月、利用日数：利用日数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29(推計)	H30	H31
利用人数	0	0	0	0	0	1
利用日数	0	0	0	0	0	5

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等を受けるために外出が著しく困難な就学前の児童に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。平成30年度からの新しいサービスです。

【利用人数：人数/月、利用日数：利用日数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31
利用人数	-	-	-	0	0	1
利用日数	-	-	-	0	0	5

【サービス見込量の基本的な考え方】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、これまでの支給実績をもとに潜在的なニーズを勘案し、今後の利用者数の増加が見込まれます。

【障害児通所支援サービスの提供体制確保のための方策】

障害のある子どものライフステージに応じて、一貫した効果的な支援を身近な地域で提供するため、母子保健事業等を含めた障害の早期発見体制を強化するとともに、児童発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、十分なサービス提供体制の実現を図ります。

また障害の有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援などのサービスを活用し、育ちの場での支援の充実に努めます。

医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については、医療的ケアの必要な障がい児のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の確保を目指します。

(2) 障害児相談支援の内容と見込量

①障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）の支給申請者に対し、利用の前に「障害児支援利用計画案」を作成し、これを勘案して支給決定を行います。

これは、計画相談と同様、「指定障害児相談支援事業所」が、障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討して作成するものです。

また、サービス利用開始後も、一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）を行い、必要に応じて見直しを行います。

【利用人数：人数/月】

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)			
	年度	H27	H28	H29(推計)	H30	H31	H32
利用人数		23	32	37	46	52	61

※平成29年度は、平成29年9月サービス提供分までの実績をもとに推計

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)			
	年度	H27	H28	H29(推計)	H30	H31	H32
配置人数		-	-	-	-	-	1

【サービス見込量の基本的な考え方】

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する全ての児童が利用することが原則とされていることから、利用者数の伸びを勘案して必要量を見込みます。

医療的ケア児の推計人数を勘案し、今後の利用者数を想定して配置を予定します。

【障害児相談支援の提供体制確保のための方策】

障害児相談支援は、利用者の増加が見込まれるため、今後とも事業者の確保に努めていきます。

また、坂井地区障害児・者総合支援協議会に設置している専門部会「児童支援部会」において、相談支援専門員の質の向上および均等化、支援に関する情報を共有し、適切な福祉サービスの調整に努めます。また、途切れない支援、家族支援等を重視し、保育園、学校等各関係機関との連携強化を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、今後、コーディネーターの養成に向けた研修などが開始されることから、関連する事業所に相談支援専門員等の参画を働きかけ、人材の確保、協議の場への配置を目指します。